

# 経 営 計 画

計画期間：令和6年度～10年度

令和6年4月

公益財団法人 大阪国際交流センター

## 目次

I	経営計画の趣旨	1
II	計画期間	2
III	内 容	
1	現状分析	2
	（1）国の施策、大阪市の施策、外国人住民の現状	
	（2）（公財）大阪国際交流センターを取り巻く環境と課題	
	（3）財団の現状（人材、組織基盤等）	
2	経営ビジョン	5
	（1）市民主体の国際交流の推進	
	（2）多文化共生社会の実現	
	（3）グローバル人材の育成	
	（4）多様な事業展開を図る安定的な財団運営	
3	実施事業計画	5
	（1）交付金事業	
	（2）自主事業	
	（3）受託事業	
4	経営戦略	8
	（1）安定した事業運営体制の構築	
	（2）安定した財政運営に向けた財源確保	
	（3）外国人材を支える、行政の横断的施策の実現	
	（4）行政のみで対応しきれない分野の先駆的取組みの実施 （自主事業）	
	（5）財団の社会的価値を高める取組みの実施	
5	成果指標（令和10年度末目標値）	9
6	推進体制	11
	（1）組織体制	
	（2）収支計画	
	5ヶ年収支計画表	
7	組織経営における行動計画	14

## I 経営計画の趣旨

公益財団法人大阪国際交流センターは、昭和 62（1987）年 2 月に設立され、同年 9 月開館の「大阪国際交流センター」を拠点に、大阪市における地域国際化協会として、また、平成 24（2012）年度からは、内閣府認定の公益財団として、35 年以上の長きにわたり、国際交流や多文化共生の取組みを通じて市民レベルの相互理解を促進してきた。

この間、当財団の設立母体である大阪市における行財政改革の一環として、大阪国際交流センター施設運営の民営化が図られ、平成 26（2014）年度には、当財団は館の運営を手放すこととし、インフォメーションセンターの運営を施設管理者からの受託事業にするとともに、事業のみを行う団体として「経営の自立化」が求められることとなった。

しかし、平成 29（2017）年 4 月には、大阪市外郭団体評価委員会において、財団の果たす役割が評価され、行政の補完・代替的役割を担う「外郭団体として活用する団体」と位置づけられ、「経営の安定化」をめざすこととなった。

その後、令和 2（2020）年に大阪市において外郭団体監理の新たな方針が示され、当財団は外郭団体として大阪市の中期目標により求められた事業に主体的に取り組むことが求められることとなった。

その後当財団は経営計画に基づき、それらを着実に推進し、中期目標を達成したことから、今後とも多文化共生社会の実現に向けた取組みにおいて、大阪市が求める役割を主体的に果たすことが可能であると認められ、令和 6（2024）年 4 月から、外郭団体の指定を解除されることとなった。

今後もグローバル化の進展や少子高齢化の進行に伴い、外国人材の受入れがますます促進され、外国人が住民として暮らしていく中で、多言語による情報提供・相談をはじめとする外国人住民支援のニーズが一層高まることが予想される。加えて、今後南海トラフ巨大地震のような、大規模な災害が起きることも想定されており、災害時には大阪市と連携しながら「災害多言語支援センター」の着実な運営が求められている。

また、大阪市が令和 5（2023）年 12 月に策定した「大阪市識字・日本語教育基本方針」においても当財団の担うべき役割が位置付けられた。

この経営計画では、当財団が大阪市の地域国際化協会として、こうした社会状況の変化に柔軟に対応し、その役割を安定的かつ継続的に果たしていけるよう、今後 5 年間で取り組む中期的な方針、事業の方向性等についてとりまとめることとする。

## II 計画期間

令和6年度～10年度（5年間）

## III 内容

### 1 現状分析

#### (1) 国の施策、大阪市の施策、外国人住民の現状

##### ① 国の施策

法務省の在留外国人統計によると、令和5（2023）年6月時点でのわが国の在留外国人数は約322万3858人にのぼり、過去最高を更新している。

この間政府は、少子高齢化に伴う労働市場における人材不足対策として、新たな在留資格を設けるなど、外国人労働者受け入れを推進し、関連法案等の整備を行ってきた。

平成30（2018）年には「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が決定され、令和3（2021）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、状況の変化に応じて必要な施策の追加など改訂が行われてきた。また、令和4（2022）年6月には、わが国がめざすべき外国人との共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題とその具体的な施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和5年に一部改正）が決定され、多文化共生社会づくりに向け、様々な省庁による取り組みの推進が本格化している。

さらに、多様な人材の育成により多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築し、わが国の国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことをめざして、令和5（2023）年4月には、教育未来創造会議から第二次提言として、令和15（2033）年までに「外国人留学生の受入れ40万人、日本人学生の海外派遣50万人」の目標を掲げた未来を創造する若者の留学を促進する計画が発表されている。

一方で、令和5年6月には、外国人の強制送還や収容、難民認定制度に関するルール変更や追加を主な内容とする「出入国管理及び難民認定法」の改正が行われ、外国人支援のあり方にも少なからず影響を与えることとなった。加えて、技能実習制度についても見直しが進められ、事業目的を国際貢献から外国人材の確保と育成とし、名称も「育成支援制度」と改められることとなっている。

また、2025年大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、開催に向けた関係府省庁の連携体制が構築され、準備が進められており、新たな国際交流の機会として注目されている。

##### ② 大阪市の施策

大阪市では、令和2（2020）年に策定した「大阪市多文化共生指針」に基づき、外国人住民数の急増や国籍等の多様化などに対応し、多文化共生社会の実現のために必要な施策を体系的かつ継続的に推進している。

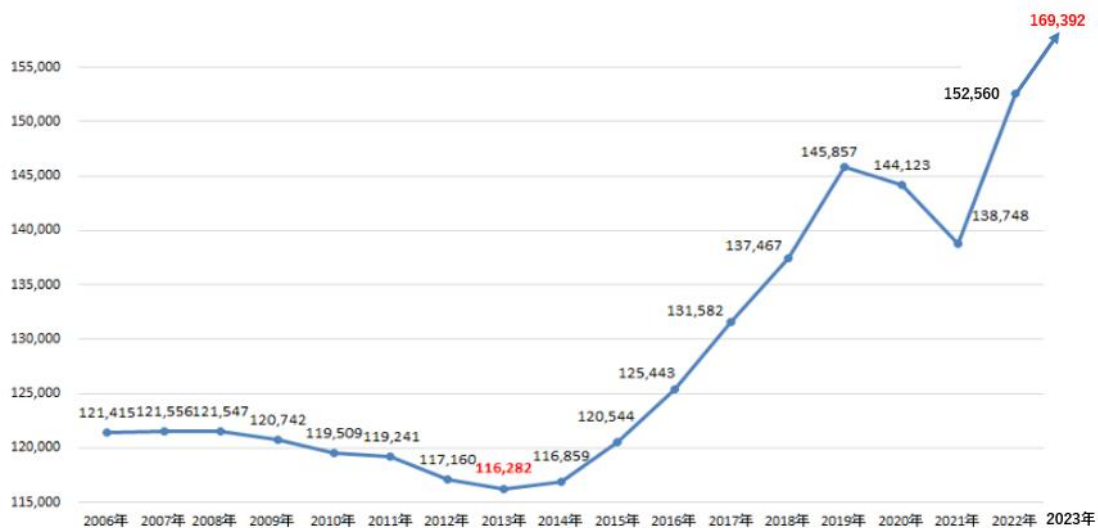
その指針において、「(公財)大阪国際交流センターを活用して、外国人が暮らし

やすい地域づくりに資する事業や、国際化の担い手の育成に資する事業、国際化に資する情報提供などに取り組む」が明記されている。

さらに、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく、国の方針に従い、令和5（2023）年12月には、「大阪市識字・日本語教育基本方針」が策定され、その中で示された4つの方向性（学習機会の充実、人材養成・運営支援、共生社会づくり、体制整備）のそれぞれにおいて、（公財）大阪国際交流センターとの連携強化が求められることとなった。

### ③外国人住民の状況

大阪市の外国人住民数は平成25（2013）年以降、増え続けており、令和2（2020）年、令和3（2021）年と、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に減少したものの、令和5（2023）年12月末には16万9千人を超え、全人口に占める外国人住民の割合は6.1%となり、初めて6%を超えた。大阪시는全国の政令指定都市の中で、外国人住民人口・比率ともに最多となっている。



大阪市の外国人住民数の推移（各年12月末日現在）

この5年間、国籍別にみると平成29（2017）年には外国人住民数の51.5%を占めていた韓国・朝鮮籍が令和4（2022）年より40%を切り、中国籍（28.1%（平成29（2017）年）→28.4%（令和4（2022）年））が微増となっている。一方ベトナム籍（同7.9%→14.5%）、ネパール籍（同1.2%→4.5%）と増加が顕著になった。以下フィリピン（2.7%→3%）、インドネシア（0.9%→1.8%）、米国（1.1%→1.1%）の順となっている。

他方、大阪市の人口推移をみると、ここ数年微増の状況であり、人口増の半分は外国人住民増によるものである。

また、大阪府の外国人住民数は、令和4（2022）年で27.2万人であり、その56%近くが大阪市に居住していることとなる。

## (2) (公財)大阪国際交流センターを取り巻く環境と課題

当財団は、設立当初から大阪市の外郭団体として監理されてきたが、令和2(2020)年に、大阪市外郭団体評価委員会から新たな監理の方向性が示され、大阪市内において外郭団体監理のあり方の大幅な見直しが行われた。

その中で当財団は大阪市の外郭団体として大阪市の定める中期目標の実現に向けて、交付金事業や委託事業とは別に自ら主体的に大阪市の多文化共生に貢献する取組みを進めていくことが求められ、この間前経営計画のもと事業を進めてきた。

令和5(2023)年度に大阪市の中期目標期間の最終年度を迎えたことから、大阪市内において、外郭団体である当財団への監理のあり方の再検討が行われ、当財団が大阪市の中期目標を達成したことや、人材の確保育成策にも積極的に取り組み、今後とも当財団が主体的に大阪市の求める目標に取り組んでいくことができることとなったと評価され、令和6(2024)年4月からは、外郭団体の指定が解除されることとなり、市の監理対象出資法人として新たなスタートを切ることとなった。

当財団はこの間、新型コロナウイルス感染症への対応やウクライナ避難民支援など突発的な課題にも大阪市と連携して機動的に対応してきたが、その中で蓄積されたノウハウやネットワークを今後とも最大限に活用し、国際交流・相互理解の推進及び外国人住民との共生社会の実現に向け、情報提供・相談対応、災害時の外国人住民支援や新たなニーズへの対応も含め、継続的に取り組んでいく。

令和5(2023)年12月に策定された「大阪市識字・日本語教育基本方針」において、当財団の果たすべき役割として、大阪市とともに「入門・基礎レベルの日本語学習機会の充実」を図り、初めて日本語を学ぶ外国人住民への日本語教育を担うことが位置付けられ、地域の日本語教室との連携を強化し、誰もが安心して安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めていくことが必要となる。

## (3) 財団の現状(人材、組織基盤等)

大阪市の外郭団体として、設立以来大阪市からの出向職員を中心に組織運営を行ってきた財団であるが、大阪市の方針変更により、平成25(2013)年からは、固有職員と契約職員による組織運営となった。

その後、施設の運営から離れたことによる収益の減により、固有職員の処遇に影響を及ぼし退職が続くとともに、契約職員の定着も進まず、組織の維持・継続に課題を抱えてきた。

固有職員の処遇面での課題については徐々に改善されており、また契約職員については、給料の引き上げ、人事考課に基づくインセンティブの支給などを行い、人材の確保に努めてきた。

令和5(2023)年度には、固有職員を新たに2名採用し、組織基盤の立て直し、体制強化を図っており、今後とも固有職員の計画的採用を行い、専門性の高いスキルや知識を持った人材が定着し、能力を発揮できる環境を整えるとともに、様々な研修等を通じて・能力開発を行い、今後も安定的・継続的に質の高いサービスが提供できるよう取組みを進めていく必要がある。

## 2 経営ビジョン

外国人住民が増加し、国籍や文化も多様化しているなか、彼らを取り巻く諸課題に的確に対応し、安定的・継続的に質の高いサービスを提供できるよう、地域国際化協会として果たすべき役割や事業の方向性などを明確にした経営ビジョンを次のとおり定める。

### (1) 市民主体の国際交流の推進

大阪市をはじめ、国・地方自治体・関連機関や外国公館、大学等の教育機関と連携し、大阪および関西圏の国際交流拠点として、また、行政と市民をつなぐ中間支援組織として、NGO・NPO、ボランティア団体、企業など、市民が主体となる国際交流・協力を推進する。

### (2) 多文化共生社会の実現

外国人住民等と、日本人住民・日本人社会とを結びつける場の創造や外国人住民当事者が活躍できる機会や場を提供し、市民の国際理解、地域社会の活性化を促進するとともに、外国人住民を含むすべての市民が、大阪で安心、安全に暮らし、活躍できる環境づくりに努めるとともに、基本的人権とともに尊重することのできる多文化共生社会の実現をめざす。

### (3) グローバル人材の育成

グローバル社会に対応し、開発教育・国際理解教育等の事業を通じて、将来、国際社会のなかでアイデンティティを持って活躍できる人材の育成を図る。特に、日本の若い世代の育成に向け、外国人留学生と日本国内で積極的に交流・活動できる取組みによって、将来の大阪・日本を牽引しうるグローバル人材（市民）を育成する。

### (4) 多様な事業展開を図る安定的な運営

大阪市をはじめとした行政からの財政的支援を基盤に、交付金事業の着実な実施を図るとともに、事業の積極的な情報発信・広報により財団のプレゼンス向上に努めることで、各種の助成金・補助金の獲得や、多様な関係先との連携・協働関係の構築、会員等のサポーターの拡充に取り組む。

また、財団の豊富な実績やノウハウを活かし、必要に応じて受託事業にも取り組むなど、経営基盤の安定化をめざす。

さらに財団の事業を支える職員の確保・育成に向けて、固有職員の計画的な採用や勤務環境等の改善に取り組み、組織全体としての対応能力の向上を図っていく。

## 3 実施事業計画

財団ではこれまで、社会状況の変化やニーズ・課題に合わせて様々な事業を展開してきた。

近年の外国人住民の増加に伴い、外国人が暮らしやすい地域の実現のために、外国人、日本人住民が交流し、相互理解を促進し、顔の見える関係を築いていくことが必要であり、そのための環境を整えるため、次の事業に取り組む。

## (1) 交付金事業

大阪市における地域国際化協会として、また公益財団法人として、大阪市の施策の実現に向け、市が果たすべき役割を補完・代替するために実施する事業。

外国人材の受入れが進む現状を踏まえ、行政の施策の隙間を埋め、新たな行政ニーズに的確に対応するため、大阪市をはじめ、法務省、文化庁、総務省などの国の施策の方向性や、令和5(2023)年に策定された「大阪市・識字日本語教育基本方針」の内容も踏まえ、大阪市の各局や区役所、地域団体と連携して優先的に取り組む。

「大阪市の国際化、多文化共生施策の実現」、「市民主体の国際交流の推進」に向け、その担い手の育成を積極的に行うとともに、財団の持つネットワークやノウハウを活かし、社会ニーズに即した企画立案を行いながら、事業の質の向上に注力し、積極的に実施していく。

また、コロナ禍への対応で得たノウハウや実績を活かし、相談対応や各種事業の実施において、継続してICTを活用する。

主な事業は次のとおり。

### ① 外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業

外国人住民と市民がともに地域社会の一員として暮らし、社会参加を通じて活力を生み出す多文化共生社会の実現に向けたまちづくりに取り組む。

- ・日本語学習支援事業  
(オンライン日本語教室、生活日本語コース、仕事のための実践日本語)
- ・ダイレクト向け日本語・学習支援  
(こどもひろば、ダイレクト\*対象日本語教室みらい)  
※ダイレクトとは、母国で中学校を卒業して来日し、日本での高校進学をめざす外国ルーツの子どもたちのこと
- ・災害時外国人支援ネットワーク整備事業
- ・多言語による専門相談会  
(「外国人のための一日インフォメーションサービス」)
- ・外国人留学生との連携拡大・起業支援 など

### ② 国際化の担い手の育成に資する事業

国際交流の担い手づくりやボランティアの活用、国際交流団体等の支援・協働により、市民が主体となった国際交流の推進に向けた環境整備を進める。

特に、大阪市の日本語教育や、2025年開催予定の大阪・関西万博でのボランティア活用等、他団体や地域と連携し、ボランティア活動の機会の拡大を図る。

- ・アイハウス・ボランティアバンク運営
- ・日本語教育支援ボランティア研修会
- ・地域の国際化人材養成講座(「コミュニティ通訳養成講座」を含む)
- ・多文化共生社会を担う外国人住民サポート事業  
(アイハウス de 多文化体験)
- ・NPO等とのネットワーク連携事業 など



### ③ 国際化に資する情報提供

行政等関係機関と連携しながら、大阪市のワンストップセンターとして多言語に対応した相談や情報提供を行う拠点として、インフォメーションセンターを運営し、在住・来阪外国人と市民のニーズに応じた情報の的確な提供・発信を行う。

- ・インフォメーションセンターの運営
- ・外国人のための相談窓口の運営

## (2) 自主事業

大阪市内に暮らす外国人住民が、地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし、活躍する多文化共生社会を実現するため、財団が先駆的に取り組む事業。

長期的な視野・戦略に基づき、独自に取り組む事業として位置づけ、日本人住民と外国人住民がお互いの文化的な違いを理解し、ともに地域の担い手として認め合い、連携して地域の課題や社会的課題を解決するための仕掛け・仕組み作りを行う。

### ① 外国人コミュニティ連携事業

この間、多文化共生社会をめざした自発的な取り組みが実施可能な外国人住民等を「達人」として登録し、地域における担い手の発掘や育成に努めてきた。外国人住民の視点からの情報の発信、事業の提案など、彼らの自発的な取り組みを可能とするため、「達人」が活躍できる場・情報発信の場・達人と地域をつなぐ場としての「プラットフォーム」を運営し、大阪市を中心とした教育機関や地域において広く活用されてきた。

今後はさらに、「達人」が自身の力で主体的に地域社会に参画し、外国人コミュニティにおける中心的な役割を担うことをめざし、地域活動や災害時等に住民の一員として外国人自らが力を発揮できる社会環境を整えることにより、外国人のエンパワーメントをさらに推進していく。

### ② 外国人留学生との連携事業

外国人留学生は日本のよき理解者として、将来、母国と大阪との交流の架け橋となることが期待される。また、将来、地域において外国人住民と日本人住民の橋渡し役として、当該地域の国際化や活性化に寄与すると考えられ、大阪の多文化共生の実現に向け活躍できる人材でもある。

外国人留学生との連携・協働やインターンとしての受入により、彼らの視点も取り入れた大阪の多文化共生社会の実現を目指す。

## (3) 受託事業

受託事業については、大阪市の実施するあるいは大阪市内で行われる事業を中心に、必要に応じて多文化共生、国際理解に資する事業などを実施する。また、事業実施に当たっては、財団の持つノウハウを活用しつつ、人材育成の観点から他団体との事業連携や外部人材の活用等を検討する。

## 4 経営戦略

経営ビジョンの実現に向け、地域国際化協会として、また行政の補完・代替的な役割を担う公益財団法人として、事業の実施にあたっては次の項目に重点的に取り組む。

### (1) 安定した事業運営体制の構築

大阪市の施策の実現に向け、大阪市が果たすべき市民や地域にとって必要な活動を行い、新たな行政ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを維持するため、職員のスキルや専門性の向上を図る。

また、職員のモチベーション向上のため導入した能力評価による処遇への反映を継続し、組織強化に努め職員の定着を図る。

- ・ 質の高いサービスを維持していくための人員の確保
- ・ 専門性の向上
- ・ 職員の定着をめざしたモチベーション向上

### (2) 安定した財務運営に向けた財源確保

大阪市の施策の実現に向け、優先的に交付金事業を実施することが重要であるため、交付金の安定的な確保に努めるとともに、各種の助成金、補助金を積極的に活用するほか、新規会員や寄付金の獲得など、財源確保に努める。

- ・ 交付金の安定的確保
- ・ 各種助成金、補助金の活用
- ・ 新規会員、寄付金の獲得
- ・ 財産運用益の確保
- ・ 受託事業の開拓

### (3) 外国人材を支える、行政の横断的施策の実現

外国人材を支えるためには、生活全般に関わる様々な支援が必要であり、各局にわたる行政施策を横断的に実現していくため、行政機関や関連団体とのネットワークを活かした事業展開を図る。

- ・ 相談窓口の充実
- ・ 日本語教育・日本語学習支援
- ・ 災害時における外国人支援 など

### (4) 行政が対応しきれない分野の先駆的取組みの実施

地域社会において、外国人住民（留学生含む）が主体的に担い手となり、日本人住民と交流・連携しながら多文化共生社会の実現をめざすために必要な事業に、先駆的に取り組み、多文化共生のまちづくりを進める

- ・ 外国人を担い手とした多文化共生事業
- ・ 外国人と日本人が、ともに住民として顔の見える関係を築き、地域の担い手として活躍するための事業
- ・ 外国人コミュニティリーダーの発掘・連携

## (5) 財団の価値を高める取組みの実施

コロナ禍への対応やウクライナ避難民支援などにおける大阪市との連携の実績やこれまでの取組みを通じて蓄積されたノウハウ、外部人材の積極的活用、ネットワークの拡充により、社会の新たなニーズにも対応できるよう取組みを進め、行政と市民をつなぐ中間支援組織としての財団の存在意義を高める。

また、他団体と連携しながら、効果的、積極的な SNS などの活用による情報発信や、事業展開を図り、財団事業の幅を広げるとともに、認知度の向上を図る。

- ・コロナ禍への対応、ウクライナ避難民への支援など、行政と連携した実績を踏まえた新たなニーズへの対応
- ・ネットワークの拡充（行政、社会福祉協議会などの関係団体、総領事館、NPO、外国人コミュニティなどとの連携）
- ・外部の人的資源の活用（様々な人材との連携）
- ・他団体との連携（情報発信、事業連携）

## 5 成果指標（令和 10 年度末目標値）

次のとおり組織運営における目標を定め、それぞれに指標を立て、計画的に進めていく。

### ○研修（雇用形態別・階層別・テーマ別）機会の充実

組織として実施すべき個人情報保護、人権に関する研修に加え、各事業に関連する研修については、国や自治体、（一財）自治体国際化協会、近畿地域国際化協会連絡協議会等が開催する研修会に随時参加してきた。それらに加え、個々のスキルアップ、専門性の強化、組織の継続を目的に雇用形態、階層に合わせた以下の研修機会を充実させる。

- ・事業に関連する高度なスキル取得を目的とした研修の職員受講修了者数（多文化共生マネージャー、災害時外国人支援情報コーディネーター研修、やさしい日本語研修等）

指標：参加職員のべ 12 名（参考：R 5 7 名）

- ・通訳・相談対応等研修の参加（契約職員向け専門性強化）

指標：参加職員数のべ 200 名

- ・初任者対象事務研修、5 年以上経過した職員対象実践力強化研修の実施

指標：年 1 回（該当者在籍の際に実施）

- ・組織マネジメント分野の研修の実施（固有職員向け）

指標：年 3 名

### ○職員の能力を最大限に活かせる魅力ある組織運営

財団にとって貴重な人的資源である職員が能力を最大限に発揮できるよう、人事考課によるインセンティブ制度の他、担当事業以外での職員の組織への貢献についても、職員一人ひとりの長所や努力、職務への姿勢等が評価される体制を構築する。

また職員の個性や関心事を活かし、職員から実現したい事業の企画提案を受け、精査のうえ財団事業に反映させることができるような環境を整える。

指標：R 6：検討、R 7～10：年 1 回

### ○働き方改革に合わせた組織運営

職員一人ひとりの生産性を高めるため上記研修の充実とともに、事務の効率化及び職員間の業務分担の平準化を図り、職員の年次有給休暇の完全取得をめざし、職員がワークライフバランスを両立できる勤務環境を整備する。

指標：職員の年次有給休暇取得率：100%

### ○自主事業実施に向けた財源確保

今後、助成金、補助金などを積極的に確保するとともに、会員や寄付などをはじめとした様々な財源確保の手法を検討、実践し、財源確保に努める。

なお、助成金については、不確定な要素が多いため収支計画には反映していないが、寄付金、助成金を合わせて年間150万円の新規獲得をめざす。

指標：助成金、補助金新規獲得額 のべ750万円

### ○外国人住民等の地域社会における活動機会の提供

「多文化共生の担い手として地域社会において活動する」意欲のある外国人住民等にその活動の機会を提供し、外国人住民のエンパワーメントを支援する取組みを継続して実施する。

これまで、顔の見える関係構築をめざし、地域において外国人住民と日本人住民とが出会い、交流する場として、「多文化交流会」を、大阪市社会福祉協議会や各区の社会福祉協議会の協力を得ながら実施してきた。

今後については、開催場所を外国人住民にとって一番身近な存在である地域の日本語教室にも広げ、地域と教室間とのつながりを深めていくことにより、平時だけではなく災害時にも助け合える関係を築いてもらい、必要な情報を確実に届けることができる環境づくりをめざす。

また、留学生は多くが日本語や日本文化を理解し、地域においても、外国人住民と日本人住民の相互理解や交流の橋渡し役として期待できるため、積極的に活動の機会を提供するとともに、同世代の交流についても機会の増を図る。

指標：①外国人住民が参加や参画を通じて地域社会において日本人住民と交流する機会となる事業の実施回数 のべ20件  
②留学生の活動件数 のべ600件

### ○多文化共生についての理解促進に向けた住民への情報発信

「アイハウス多文化交流プラットフォーム」の運営により、自国の文化紹介や日本での生活情報の発信等、多文化共生についての理解促進に向けた活動ができる外国人住民等の「達人」の紹介を行い、地域や学校などでの「達人」の活動につないでいる。今後、それらの「達人」を発掘するとともに、プラットフォーム上で、外国人住民の持つ特技やスキルを活かした活動の発信を行い、外国人住民は地域社会において力を発揮できる環境の整備も図る。

あわせて、各種団体や事業者等と連携し、ホームページ等での財団事業の発信を通して、財団の認知度の向上を図るとともに、必要とする外国人住民等に情報

をより広く確実に届けることができる環境を整える。

指標：①「達人」登録者数	のべ 65 名
②特技やスキルを活かした活動の発信件数	のべ 7 件
③各種団体や事業者による財団情報発信件数	のべ 8 件

## ○外国人コミュニティ・リーダーとの連携

「アイハウス多文化交流プラットフォーム」での「達人」とのつながり、活動実績をもとに、外国人コミュニティ・リーダーとの連携（発掘・育成）を深めることにより、外国人住民の視点からの情報提供、情報発信を通じて、平時・災害時ともに、必要な正しい情報を必要とする外国人住民に確実に届けられる体制を整備する。

指標：外国人コミュニティ・リーダーとの新規連携件数 のべ5件

## ○多文化共生・国際理解のための機会提供

「達人」や留学生が学校等の地域での発表活動や、多文化共生の地域づくりに携わり活躍する機会を作る。

指標：「達人」や留学生の財団外での活動機会数 のべ 130 件

## ○外部の人的資源（達人、留学生、インターンなど）およびネットワークの拡充

財団の持つ外部の人的資源を最大限に活かすとともに、ネットワークを拡充し、社会のニーズに応じた事業展開を図るとともに、財団の認知度向上に努める。

指標：①達人登録者数【再掲】	のべ 65 名
②留学生の活動件数【再掲】	のべ 600 件
③インターン（留学生含む）の受入	のべ 100 人日／年
④ボランティアの活動実績	R 6 : 2,400 件、R 7 : 2,500 件、R 8 ~ 10 : 各年 2,000 件 (EXP02025 での活動のため、R 6・7 については件数を増加)
⑤連携した事業実施件数	のべ 100 件

## 6 推進体制

### (1) 組織体制

財団が社会的使命を果たすために、公益財団法人として継続した組織運営基盤の確立が必要であり、能力開発、資質向上など職員の育成とともに、その能力を最大限に発揮でき、効率的に事業運営を行うことができる職場づくりをめざしてきた。

しかしながら、固有職員の不足や有期契約職員の契約更新辞退等による経験年数の低下などにより、組織基盤が脆弱化しており、多国籍の職員が在籍する財団の強みであるダイバーシティを十分に生かしきれていない。日本人住民と外国人住民の相互理解を深める機会や外国人住民への質の高いサービスの提供を維持す

るためにも、専門性の高い人材を確保した組織運営が必要である。

この間、必要な人材の確保、職員のモチベーションの向上のため、財団の経営状況を勘案しながら処遇改善を行ってきたところであるが、さらなる取組みも必要である。

今後も、人事考課によるインセンティブ制度を引き続き実施するとともに、業務に直結するものや、今後の財団の事業運営に参考になる他団体の視察なども含め、さまざまな研修の機会を充実し、モチベーション向上につなげる。

また、新たに職員表彰制度の導入を検討するなど、職員が個々の能力を十分に発揮できる職場環境の整備を進める。

組織運営においても、これまでに培ったスキルやノウハウを継承していくため、令和5年度には、固有職員を新たに2名採用し、計画的な育成を通じて組織基盤の強化を図るとともに、これまでの取組みを通じて築き上げた多様な関係先との信頼関係やネットワークを強化し、幅広い関係性のなかでの事業実施に取り組むことができる人材を確保した。今後さらに積極的な事業運営をめざし、次のような取組みを行う。

- ・ 必要な人材を確保した組織運営
- ・ 人材育成（スキル、ノウハウの継承）
- ・ 職員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備
- ・ 持てる人的資源の積極的な活用

## (2) 収支計画

当財団は、公益法人であるため収支相償（※）を基本とし、次の「5か年収支計画表」に基づき財務運営を行う。

行政の補完的役割を担う財団として、交付金事業を確実に実施するための交付金の確保（事業実施のための人材の確保も含む）をめざし、交付金事業収入についてはこの間の大阪市との調整の結果を反映し、3か年（R5～R7）かけて人件費の増額予定分も計上している。

自主事業については、財団の自主財源である公益目的特定事業資産等を取り崩して実施することとなる。自主事業の継続的实施をめざすため、特定資産（公益目的特定事業）、留学生事業資産については計画を上回る取崩しとならないよう努めるとともに、助成金、補助金、財産運用益などの財源の確保に努める。会員、寄付金についても、引き続き確保に取り組む。

受託事業収入については、人材育成の観点や、多文化共生社会実現（経営ビジョン実現）のために真に必要と思われる事業に絞り、必要に応じた獲得に努める。

支出面では、人件費については、固有職員の定年退職、再雇用、再任用に伴う一時的な減を見込み、各事業費については、実施に必要な経費を計上している。

※ 収支相償とは、公益目的事業会計における収益から費用を差し引いた差額（経常損益）が「ゼロ」または「マイナス」となるようにしなければならない基準。

**5か年収支計画表**  
(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

科 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
<b>収入の部</b>	<b>200,449,000</b>	<b>190,571,000</b>	<b>187,229,000</b>	<b>185,497,000</b>	<b>186,497,000</b>
資産運用収入	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,200,000
会費・寄付金収入	2,800,000	3,000,000	3,200,000	3,400,000	3,500,000
交付金収入	157,830,000	161,830,000	161,830,000	161,830,000	161,830,000
交付金収入(ウクライナ避難民支援事業)	15,678,000	0	0	0	0
事業収入(交付金事業)	1,647,000	1,647,000	1,647,000	1,647,000	1,647,000
事業収入(自主事業)	1,224,000	1,224,000	162,000	1,150,000	1,150,000
事業収入(留学生事業)	400,000	400,000	400,000	0	0
受託事業収入	4,500,000	4,500,000	4,120,000	4,500,000	4,500,000
特定資産取崩(公益目的特定事業)	4,500,000	5,600,000	3,500,000	3,600,000	4,300,000
留学生事業資産取崩	2,500,000	3,000,000	3,000,000	0	0
国際学校・留学生支援市民募金取崩	2,320,000	2,320,000	2,320,000	2,320,000	2,320,000
雑収入	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
<b>支出の部</b>	<b>200,449,000</b>	<b>190,571,000</b>	<b>187,229,000</b>	<b>185,497,000</b>	<b>186,497,000</b>
人件費	148,052,000	143,352,000	138,330,000	139,128,000	140,128,000
事業費(交付金事業)	25,109,000	25,109,000	25,109,000	25,109,000	25,109,000
事業費(交付金ウクライナ避難民支援事業)	4,178,000	0	0	0	0
事業費(自主事業)	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
事業費(受託事業)	2,400,000	2,400,000	2,380,000	2,400,000	2,400,000
事業費(公益目的特定事業)	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
事業費(留学生事業)	850,000	850,000	850,000	0	0
国際学校・留学生支援市民募金取崩	2,320,000	2,320,000	2,320,000	2,320,000	2,320,000
事務経費	15,500,000	15,000,000	16,700,000	15,000,000	15,000,000
<b>総 合 計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 7 組織経営における行動計画

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事業運営体制						
専門性の向上	専門的なスキル研修修了者数(R5までに7名認定)	8名	のべ9名	のべ10名	のべ11名	のべ12名
	通訳・相談対応等研修実施者数	40名	のべ80名	のべ120名	のべ160名	のべ200名
	組織マネジメント等研修実施者数	3名	のべ6名	のべ9名	のべ12名	のべ15名
職員の士気向上	人事考課インセンティブ制度	継続実施				
	職員表彰制度	検討	実施			
	他の国際交流関係団体等への派遣者数	10名	のべ20名	のべ30名	のべ40名	のべ50名
事務の効率化		継続実施				
財源確保						
各種助成金・会費・寄付金等の獲得		継続実施				のべ750万円
新たな財源確保	受託事業の開拓・実施	継続実施				
価値を高める取組み						
外国人住民等の地域社会における活動機会の提供	外国人住民の参画機会	4件	のべ8件	のべ12件	のべ16件	のべ20件
	「達人」登録者数	53名	のべ56名	のべ59名	のべ62名	のべ65名
	達人の活動機会	20件	のべ45件	のべ70件	のべ100件	のべ130件
	財団情報発信件数	2件	のべ4件	のべ6件	のべ7件	のべ8件
	外国人コミュニティリーダーとの新規連携件数	1件	のべ2件	のべ3件	のべ4件	のべ5件
外部の人的資源の拡充	留学生活動機会	120人日	のべ240人日	のべ360人日	のべ480人日	のべ600人日
	インターン受入数	100人日	のべ200人日	のべ300人日	のべ400人日	のべ500人日
	ボランティア活動実績	2400件	2500件	2000件	2000件	2000件
	連携事業実施件数	20件	のべ40件	のべ60件	のべ80件	のべ100件